自立支援医療機関(更生医療・育成医療)指導監査 調査票

医療機関番	号					
	名称	○○クリニック				
	/ } ===	T000-AAAA				
医療機関	住所	静岡県○○市(町)△△ □□−□□				
	電話番号					
	FAX 番号					
開設者	名称					
	住所					
171111111111111111111111111111111111111	電話番号					
	FAX 番号					
担当する医療						
主として担	旦当する医師	等				
下記記入対:	象期間は、台	合和6年1月1日から令和6年 12 月 31 日の1年間です。				
1 自立支援医療の利用者数						
		(更生医療・育成医療)利用した実人数 人				
		うち、更生医療を利用した実人数人				
		うち、育成医療を利用した実人数				
2 透析	串本の作の	(担当する医療が「腎臓」の場合のみ記入)				
Z 125/1711	忠有の仏が					
	更生医療を利用した方の内、透析療法を利用した実人数 A 人					
		保護受給者を受給している方の実人数 B 人				
A	のうち、特定	『疾病療養制度を利用した方の実人数				
0 -> 1.		アモロケーへいて				
	して 担当する 年数(記入日	6 医師等について 3 時占)				
		ョ時点/ 経験年数は切り捨てて記入(5年 11 ヶ月の場合は、「5」と記入。)				
/ 10	1 1 21 (7) (7)					
常勤	・非常勤の別	(該当する方に○をしてください) 常勤/非常勤				
上記の記	載事項は、	事実に相違ありませんので、障害者の日常生活及び社会生活を総合				
的に支援す	るための法律	津第 66 条の規定に基づき報告します。				
		令和 年 月 日				
	医纲	₹機関の開設者				
住 所						
(電話番号)						
		氏 名				

TEL

※連絡先(必ず記入してください) 担当者

指定自立支援医療機関(更生·育成医療)療養担当規程実施状況点検表

指定自立支援医療機関(更生・育成医療)療養担当規程の実施状況について、御回答ください。 (該当する項目の口にチェックを入れてください。「その他」を選択した場合は内容を記入してください。)

関連条文	確認事項	実施状況	☑適の場合に回答ください。
第2条	受診者の診療を正当な理由	口適(拒んでいない)	
	なく拒んでいないか。	□否(拒んだことがある)	
第3条	医療受給者証が有効である ことを確かめた後で診療して いるか。	□適(確かめている) □否(確かめていない)	医療受給者証の確認頻度は? 毎回 母の 母の 母診月ごと 母に1回 母の 母の
第3条	医療受給者証に記載された 医療の具体的方針により診療を行っているか。 また、具体的方針の変更が必要な場合は、受診者による市町長等への申請(具体的方針の変更が必要な医師の意見書を添付)の上で、市町長等の変更の承認を受けた具体的方針により診療しているか。	□適(している) □否(していない)	
第4条	受診者が、やむを得ない事情により、医療機関が定めた診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しているか。	□適(している) □否(していない)	

第5条	支給認定の有効期間の延長 が必要と認めた場合等には、 必要な手続きを障害者に勧	□適(している)	
	奨する等必要な援助を与え ているか。	□該当なし	
第6条	│ │指定自立支援医療を診療中	□適(している)	
	の受診者、市町等から必要 な証明書等を求められた時 は無償で交付しているか。	口否(していない)	
		□該当なし	
第7条	診療録、調剤録、訪問看護 に関する諸記録に必要な事	□適(している)	
	項を記入しているか。	口否(していない)	
第8条	診療及び診療報酬の請求に	□適(している)	
	関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。	口否(していない)	

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(平成十八年二月二十八日)

(厚生労働省告示第六十五号)

障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十条の規定に基づき、指定自立支援 医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程

(指定自立支援医療機関の義務)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第二号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

(平二五厚労告六・一部改正)

(診療の拒否の禁止)

第二条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第五十四条第三項に規定する医療 受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有 効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(診療時間)

第四条 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを 得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を 定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めたとき、又は受診者に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(平二五厚労告二三・一部改正)

(診療録)

第七条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第八条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結 の日から五年間保存しなければならない。

(涌知)

第九条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村に通知しなければならない。

- 一 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(平二五厚労告二三·一部改正)

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第十条 指定自立支援医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(平二○厚労告一六一・平二五厚労告二三・平二七厚労告一九五・一部改正)

(薬局に関する特例)

第十一条 指定自立支援医療機関である薬局にあっては、第三条第二項及び第五条の規定は適用せず、 第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一六一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年二月一五日厚生労働省告示第二三号) 抄

平成二十五年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三一日厚生労働省告示第一九五号) 抄 平成二十七年四月一日から適用する。